

和議第49号

近畿自動車道紀勢線の早期整備を求める意見書(案)

高速道路は、「元気な和歌山」を目指す本県にとって、企業誘致や観光振興、農林水産業の振興など、県民の将来のチャンスを保障するものとして不可欠である。

また、未曾有の大災害となった東日本大震災や紀伊半島大水害において、迅速な救助・救援活動など高速道路の果たした役割に鑑み、近い将来発生が懸念されている東海・東南海・南海地震に備えて、紀伊半島を一周する高速道路の整備はまさに喫緊の課題となっている。さらに、既設の2車線区間は、慢性的な渋滞や重大事故の解消だけでなく、防災面での機能強化のためにも、早期の4車線化が必要となっている。

国が設置した有識者委員会が昨年12月に取りまとめた「今後の高速道路のあり方(中間とりまとめ)」には、こうした大規模災害に備えたミッシングリンクの解消や、既設道路の機能強化としての車線増設が、今後の高速道路整備の基本的な考え方として示されたところである。

このため、国においては、県民の悲願である近畿自動車道紀勢線のミッシングリンク解消や、南紀田辺までの4車線化の早期実現のため、下記の事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 近畿自動車道紀勢線のミッシングリンクの早期解消

- ・「すさみ～太地間」について、計画段階評価を速やかに実施し、早期に事業化すること
- ・「新宮～県境間(熊野川河口部)」について、早期に事業化すること
- ・「田辺～すさみ間」及び那智勝浦道路について、平成27年国体開催までの完成に向一層の事業推進を図ること

2. 近畿自動車道紀勢線「有田～南紀田辺間」の4車線化の早期実現

- ・「有田～御坊間」については、既に都市計画決定されているため、速やかに事業手法を決定し、早期に事業化すること
- ・「御坊～南紀田辺間」については、整備計画が策定され用地取得済みであるため、早期に事業化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(提出者)
建設委員委員長 服部 一

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官